

事務職員（正規職員）の勤務条件等について

磐田市社会福祉協議会

- 1 採用期日 応相談（ご都合を伺います。）
- 2 職 種 事務職員（正規職員）※雇用期間の定めのない職員
- 3 業務内容 地域福祉推進業務、相談援助業務、成年後見・日常生活自立支援事業等
権利擁護業務、包括支援センター業務 他
- 4 勤 務
 - ・月～金曜日の5日（完全週休2日制）
 - ・基本勤務時間：午前8時30分～午後5時15分
（7時間45分、休憩時間1時間）
 - ・時間外勤務、休日勤務あり。休日勤務がある場合は休日の振替を行う。
（地域住民主催の会議や行事等に参加・協働するため、夜間の業務や休日に出勤して行う業務あり。）
 - ・時差勤務制度あり。（基本勤務時間以外の時間帯に業務がある場合。）
 - ・夜勤・宿直等なし。
- 5 勤務場所 就職当初は社協本所での勤務となります。将来的に包括支援センター等で専門職として従事する可能性があります。
 - ・磐田市社会福祉協議会 本所
〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7
i プラザ（磐田市総合健康福祉会館）1階
 - ・磐田市福田地域包括支援センター
〒437-1292 磐田市福田 400 番地 磐田市福田支所 1階
 - ・くらしと仕事相談センター
〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7
i プラザ（磐田市総合健康福祉会館）3階 市福祉相談課内
- 6 試用期間 3ヶ月（雇用条件は同じ。勤続年数に通算します。）
- 7 給 与
 - ・本会給与規程による 月額 175,200 円～318,200 円
（経験年数換算制度あり。）
- 8 各種手当
 - ・住居手当…自ら居住する住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払う職員に対し、所定の計算式により算出した額を支給。
上限 28,000 円。
 - ・扶養手当…扶養親族のある職員に対して支給。扶養親族の区分により
1人 6,500 円または 10,000 円。特定期間の加算 5,000 円。

- ・通勤手当…通勤距離片道 2 km以上の職員に支給。通勤距離に応じて定額。月額上限 25,400 円。公共交通機関利用者は 6 か月定期券分を購入時に支給。(自家用車駐車場有：有料※民間駐車場)
- ・時間外勤務手当…平日 125%、平日深夜 150%、休日 135%、休日深夜 160%

9 定期昇給 あり 年 1 回

10 賞 与 年 2 回…6 月、12 月支給
 (令和 5 年度実績…6 月 2.025 ヶ月、12 月 2.175 ヶ月 年間計 4.2 ヶ月)
 (令和 6 年度予定…6 月 2.25 ヶ月、12 月 2.25 ヶ月 年間計 4.5 ヶ月)
 ※ただし採用初年度の賞与は、起算日からの勤務期間による支給率により計算する。(例：4 月 1 日採用の場合…1 ヶ月以上 3 ヶ月未満…100 分の 30)

11 休 暇 等

- ・年間休日 122 日 (令和 6 年度)
- ・年次有給休暇 (毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の 1 年間)
 年間 20 日付与。残日数のうち翌年度に 20 日繰越し可能。最大 40 日付与。
 年間 5 日間分は 1 日単位又は半日単位の取得必須。
 年間 5 日間 (40 時間) まで 1 時間単位の取得可能 ※労使協定締結
 R6.4 月～R7.3 月の 12 ヶ月で 20 日付与
 翌年度に 20 日繰越し可・1 年度最大 40 日取得可
令和 5 年度取得実績 平均取得日数…12.28 日、取得率…61.4%
 (法人内全正規職員 25 人の実績より算出)
- ・夏季休暇 (7 月 1 日～9 月 30 日の間で連続または 1 日単位で 4 日間)
- ・特別休暇 (傷病、忌引き、結婚、産前産後など)
- ・育児休業 (無給)、子の看護休暇 (有給)、育児短時間勤務 (1 時間 45 分/日)
 ※男性職員、女性職員ともに育児休業の実績あり。
- ・介護休業 (無給)、介護休暇 (有給)、介護短時間勤務 (1 時間 30 分/日)

12 定 年 制 60 歳定年・希望する場合は 65 歳まで再雇用職員 (嘱託職員) として雇用

13 各種保険 健康保険 (社会保険)・厚生年金保険・雇用保険加入、労災保険適用

14 福利厚生

- ・磐田市勤労者福祉サービスセンター加入 (会費 800 円/月※個人負担 300 円)
 共済給付…祝金・弔慰金・保険金
 各種補助…宿泊・施設利用・人間ドック、
 各種物品・チケットの割引斡旋 等
- ・定期健康診断実施 (年 1 回)
- ・スタッフブルゾン・防災服貸与。防災靴支給。

15 そ の 他

- ・その他詳細は、本会就業規程、職員給与規程等に基づく
- ・資格取得助成制度あり。必要経費の 50%、上限 50,000 円まで支給。
 対象：福祉に関する資格 (業務に関連する内容)
 ※マイクロバス運転免許の取得 (限定解除) に係る経費は、別途規定あり。

社会福祉協議会について

概要について

社会福祉協議会は、通称「社協」と呼ばれています。社協は、社会福祉法(第 109 条)に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国、都道府県、市区町村を単位に設置された民間団体です。それぞれが独立した組織として、全国的なネットワークを活用しながら、地域の福祉課題や要望に沿った活動を展開しています。

役割について

社協の役割としては、地域福祉推進の中核的存在として、地区社協等の地域福祉推進組織を始め、地域の関係機関、団体等との連携や各団体間の調整などコーディネート機能を発揮し、「地域の福祉力」を高めることが期待されています。

財源について

社協の地域福祉活動を支える財源は、地域のみなさんに会員としてご協力いただく社協会費や共同募金、寄付金、市や県の補助金・委託金が中心となっています。特に社協会費は、社協が民間団体としての特性を発揮した事業を実施するための貴重な自主財源です。

本会の事業内容など詳しくは本会ホームページをご覧ください。

<https://www.iwatashakyo.or.jp/>

②令和6年度 磐田市社会福祉協議会 組織概要図 (令和6年4月1日現在)

